

# 会報

2009. 4. 10

第 5 2 号

## 戦没船を記録する会

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 2-20-8

Tel・Fax:03-3897-6259 郵便振替 001606-719515

URL <http://www.ric.hi-ho.ne.jp/senbotusen/>

E-mail [senbotu@ric.hi-ho.ne.jp](mailto:senbotu@ric.hi-ho.ne.jp)

## 目 次

定期総会に向けて……………	1
叡智と努力で現況対応体制を 第15年度第3回理事会報告……………	2
創意工夫して運動の継承・発展を 浜田市でパネル展開催……………	4
関心ひいた地元パネル・戦況図・戦没船(員)数 編集後記……………	5
戦没船を記録する会々則改正(案)……………	6

### 定期総会に向けて

## 叡智と努力で 現況対応体制を

本会は1994年3月26日の創立総会から満15年を経過し、第16回定期総会を迎える。

昨年末、海上労働ネットワークが事務所を閉鎖し、本会も事務所を撤収したため、今までと同様の活動は望めない状態になっている。

この15年の間に、現役の日本人船員が減少し続け、特に外航船員は会社所属船員が2千人余と壊滅状態になっている。内航海運や旅客船、漁船関係でも深刻な状態が続いていて、船員を取り巻く状況は大きく変化している。

また、今年の3月14日、海上自衛艦2隻がソマリア沖の海賊対策のためにと呉港を出航した。同日政府は、現行自衛隊法の任務に加え、武器使用や外国船警護も可能とする「海賊対処法」を閣議決定し、国会に上程している。この海賊新法は、海上警備行動の外国船の領海侵犯など沿岸警備のための制度と異なり、海賊対策の名目で世界的な規模で軍艦を派遣し、武器使用を認めるというもの。

私たちは海上の安全と平和を心から願っているが、海賊の被害から海上輸送の安全を確保すると口実で自衛艦を派遣することは、違憲違反であるばかりか、任務遂行のための武力行使が、海上の平和と安全を脅かし、公海自由の原則を阻害することになることを危惧している。

海賊対策で重要なことは、沿岸諸国の連携した海上警備活動の確立、強化であり、同時に海賊を発生させている地域の民生の安定と治安体制の確立にあると考える。マラッカ海峡の海賊対策では、近隣諸国の協力と、特に日本からの警備艇の

供与とその教育訓練などが、大きな成果を上げた経験を尊重すべきであり、海外派兵や武器使用には断固反対するものである。

私たちはかつての戦争の教訓に学び、再び海を戦場にしてはならないとの思いから、戦没船を記録する会の運動を続けてきた。

この間「知られざる戦没船の記録」の出版、全国各地でのパネル展、そして「戦没した船と海員の資料館」開設、戦時海運研究会開催や、「戦没船を記録する会10年史」の発行など様々な活動を展開してきた。また会の発足以来、会員や元船員・兵士の手記や記録が多数寄せられ、戦没船員遺族からも多くの情報が寄せられ、戦没状況などの問い合わせがあり、会報に紹介された。

第16回定期総会は、事務所が無くなってから最初の総会となる。そのため先ず、規約の改正と役員体制の整備、理事会等組織の運営と会報編集等について、新たなルールを確定する必要がある。事務所がないことの不便を補いながら活動を継続するのは、新しい挑戦であり、長年取り組んできた経験を生かした対応が必要である。

多くの理事や会員各位が定期総会に出席され、ご協力を賜るようお願いする。

### 第16回定期総会告示

戦没船を記録する会 会長 川島 裕  
第16回定期総会を下記により開催致します。

記

日時 2009年4月23日(木)14時  
場所 東京浜松町海員会館  
議題 第15年度活動報告・決算報告  
第16年度活動方針案・予算案  
規約改正案  
役員改選  
その他

## 第15年度第3回理事会報告

# 創意工夫して

## 運動の継承・発展を

戦没船を記録する会第15年度第3回理事会は、2009年3月19日1400～1700、東京浜松町海員会館で会長、理事等15人が出席して開催された。

冒頭、川島会長より要旨次の挨拶があった。

戦没船を記録する会の会員も高齢化が一層進んでおるが、われわれを取り巻く環境を見るとこのままじっとしていられない状況、60年前の戦争突入直前の状況を肌で感じる。

戦争というものがどんなにやりきれないものか、当時私は海軍将校として戦争に参加していたが、泳いでいるイルカを見たら魚雷ではないか、飛んでいる鳥を見たら敵機ではないかと緊張した。こんな思いで航海を続けることはもうたくさんだ、その心配がない平和な海を戦後60数年体験し、2度と命を心配しながら航海するようなことがあってはならないとつくづく感じていた。けれども今、何かというと危機感を煽り立て、何の反省もなしに、反省したことを反省して、兵隊を自衛艦を派遣したがる動きが強まっている。

皆さんといろいろ考えてきたが、われわれはこれからどうすればいいのか？ ともかく平和、特にわれわれが生活・働いてきた海は平和でなければならない。

本会も結成以来15年、皆さんが一生懸命努力してきたが、環境は良くなったとはいえない。われわれが作り上げてきた実績を有効に活用しながら、平和のために引き続き努力する必要がある。

自由な論議を通じて、進展の道を定めてゆきたい。よろしく願います。

### 活動報告(第2回理事会以後)

#### 1、事務所閉鎖関連

前回理事会以後も事務所閉鎖に関連する諸準備を鋭意行ってきたが、思うように進まず大変だったが、何とか12月29日に閉鎖に漕ぎ着けた。

展示用パネル以外の会として必要なもの、会計書類・パネル材・雑物等を篠原宅に、戦没船(員)関係の記録書類(正岡勝直贈呈分を含めてA4ファイル100冊以上、リスト作成中)・PCデータ等を栗原宅

に移管し、整理・整備を進めつつ、会活動の用に供している。

展示用パネルは、課題毎に区分けをし、ダンボール箱に入れて、海員組合に預け、利用しやすいように整理を進めている。

#### 2、会報の発行

昨年12月中に発行の予定であったが、海労ネットの集会・ニュース発行、事務所閉鎖に伴う諸作業、閉鎖後の整理等もあり、2月10日発行となった。

#### 3、浜田市展示会

2月14・15・21・22日の4日間、島根県浜田市において戦没船(員)のパネル展示会が開催され、本会も協賛団体として29枚のパネルを展示、栗原理事が出張し運営に当たった。

参観者は約800人、地元漁船関係のパネルも多く、地元TV・新聞報道もあり、盛況であった(詳細別掲「浜田市でパネル展示会開催」を参照)。

#### 4、埼玉戦争展準備

昨年12月より準備が開始され、本会も企画会等に参加している。本会は毎年、課題を設けてパネル等を作成・展示してきているが、今年の課題等について今月下旬に打合せ会を開く予定。

#### 5、資料収集

(1)豊丸従軍記＝河野匠の記録、日誌風でA4版10頁、一つの記録となろう。

(2)父の遭難記＝のるほうく丸/昌福丸の遭難体験記。戦時徴用船での体験記録としても有効であるが、会活動にもいろんな形で活用できるのではないかと。

(3)研究者から木造機帆船の資料提供を受けた。

(4)浜田展示会と関連して、島根県戦没漁船関係の新たな資料の提供があった。

(5)朝鮮戦争の輸送に参加した150総トン型機帆船関係資料の問い合わせがあったが、有効な資料が見つかっていない。



## 会計報告(2月末現在)

### <一般会計>

#### 1、収入

会費218,000円、寄付金36,000円(1名の入会金含む)、雑収入130,611(海上労働ネットワークから123,735円の寄付があった)、その他前年よりの繰越金等を含め合計915,228円。

#### 2、支出

事業費84,098円、事務所費80,000円、通信費60,250円、その他を含め合計371,314円。

#### 3、繰越金 543,914円。

### <特別資金会計>

協力交通費129,152円、事務所費分担80,000円、資料整備費60,000円、その他を含め支出合計425,147円、繰越金1,085,641円。

(総会では3月末の報告書を含め詳細報告をする)

## 活動方針(案)

前回理事会を含め継続討議となっている事項についても意見集約がなされておらず、フリートークンとなった。

### 主な意見の概要。

先の戦争の十分な検証が行われておらず、戦争回避・平和構築に後ろ向きの言動が強まりつつあり、「海を戦場にしてはならない」との本会の使命は重要度をましている。

本会の主要目的である「戦没船(員)の記録整備(収集・整備・保存)」は不十分であり、一層の充実を図る努力が今日においても必要。

運動の継続は必要であり反対ではないが、会員の高齢化と若い会員の増加がない中で、われわれの運動をどう継続してゆくか？

いろいろな団体が構成員の高齢化の中で自然消滅している実態が多くある。相当の努力と創意工夫が必要。

海労ネットの解散集会には多くの関係者が参集し、解散を惜しみ再生を求める熱気があった。あの熱気を生かすことはできないものか。

戦争の実体験は貴重なものであり、この運動にも生かしてゆく必要があるが、運動推進の主体は行動力のある若い人でありたい。私も88歳となり踏んばりがきかなくなってきた。可能な協力はするが会長職は交代したい。

現役を退いたがもうひと踏んばりしたいという60歳前後の人が複数人いる。それらの人とそれに

繋がる人も含め、若い人に引き継ぐ方途を真剣に模索したい。

今後の活動は「従来の活動を可能な範囲内で継続する」、具体的には「運動の内外への発信(会報・HP)、戦没船(員)の記録の整備、広まりつつある各地展示会への参加、パネルの貸出しへの対応、自主展示会の模索、問合せ・連絡への対応等であろうが、活動が散漫とならないよう当面の活動課題・活動方法等の設定が必要。

課題の一つとして、硫黄島・トラック島の遺骨収集への取組みがある。

<他(国・政党・関係団体等)への要請となると、相当の資料をもってやらないと効果がない> 取組み方は種々あろう。有効で可能な取り組み方を検討してみることは必要ではないか？

事務所がなくなり会合が持ちにくくなった。会場確保のためにも、諸会合の年間スケジュールを設定しては？

<総会・理事会・多人数会議はそれなりの会場が必要であろうが、その他の意見交換・打合せ等は喫茶店その他適当な場所でも可能、文書・電話等でも可能。場所提供の申し出もある、模索・工夫しながらやってみては？>

各地での戦没船(員)の記録発掘・展示会開催・パネル貸出問合せ等の動きが広まりつつある。これらとの連携を強めると共に、会員による記録発掘も模索してはどうか。

特別資金会計は、3年計画でもあったので何時までもズルズル延ばしはできない。設置後4年を経過したので、次年度は一般会計に統合してはどうか？ その際、特別資金の結末として「本会が収集・整備した諸資料をDVDに収納する」ことを決定して欲しい。このDVDは活用の仕方によっては、社会へのアピールや今後の運動・資料整備の一助ともなり得よう。

会議出席や活動のための旅費・交通費を支出するようにしては？

<会活動の必要経費なので支出したらよいと思われるが、収入がそれを可能とできるかどうかの問題がある>

事務所の閉鎖に伴う連絡場所の変更、会員数の減少等もあるので会則の見直しを行っては？

以上の論議も踏まえて、総会に「活動方針(案)」「会則改定(案)」を作成・提出することとした。

## 浜田市でパネル展開催 関心ひいた地元パネル ・戦況図・戦没船(員)数

2月14・15・21・22日の4日間、島根県浜田市で、本会も協賛したパネル展示会が開催され、近隣地域から約800人が会場に足を運び、熱心な観覧と来場者間の会話の盛り上がりがあり、展示会自体成功であった。

また、開催前後を通じ地域住民の間に関心が広まったこと、新たな証言・記録・資料が得られたこと、本会と浜田市とその周辺に新たな繋がりが出来たこと等も大きな成果と思われる。

### 若干の経緯

昨年11月、「浜田港徴用底曳漁船船団と漁師達追うプロジェクト」から「太平洋戦争中に浜田の漁船と漁船員が徴用され、多くの犠牲があったにもかかわらず、その記録が公式に残されておらず、このままで永久に消えてしまうことは忍びない。また、もう少し広い実状も展示した展示会を開催したいので協力して欲しい」との連絡(E-mail)があった。

その後、E-mailと電話を通じて10数回の連絡・打合せし、本年1月29日本会からパネル輸送を行った。また地元でのTV・新聞・市広報等による報道・周知、「プロジェクト」によるピラ配布や周知等もあった。

### 展示会実施

主催：浜田港徴用底曳漁船船団と漁師達追うプロジェクト

協賛：戦没船を記録する会

後援：浜田市教育委員会

日時・会場

14・15日 1000～1700 サンマリン浜田

21・22日 1000～1700 長浜公民館

展示パネル

展示用ボード10枚/15面に、次のパネル48枚を展示した。

<地元作成パネル>

- 1、浜田漁港からの徴用漁船団出港風景
- 2、海に生きる浜田で、語り継がれなかった徴用漁船
- 3、戦没者生前の家族写真と思い出文(別掲)
- 4、徴用漁船5隻の写真と説明

- 5、浜田地区陸軍徴用漁船戦没従事者
- 6、第5浜富丸・第3福丸の戦没船員
- 7、島根丸(水産試験場)の徴用 3枚
- 8、島根県船名簿
- 9、穂積出身戦没者忠魂碑写真
- 10、当時のラバウルの写真と説明 3枚

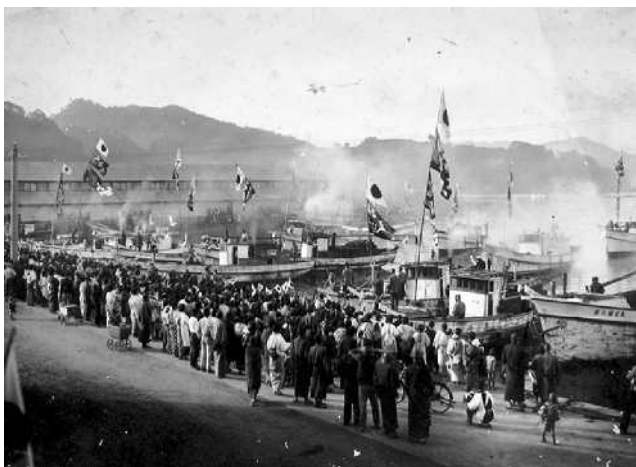
<本会パネル>

- 1、戦没船員の戦後は終わっていない
- 2、徴用小型船関係年表
- 3、機帆船(150総ト)一般配置図
- 4、太平洋戦々況と漁船の哨戒区域図
- 5、太平洋戦争戦没船員・戦没船推移(グラフ)
- 6、太平洋戦争による海域別戦没船数(表・図)
- 7、年次別・年齢別戦没船員数(表)
- 8、都道府県別小型戦没船員・戦没船数表
- 9、島根県市町村別戦没船・戦没船員数表
- 10、徴用小型船任務表
- 11、戦没漁船の写真と説明 10隻
- 12、支援艦粟田丸と特設監視艇群
- 13、戦時中の船員募集新聞広告
- 14、軍属に対する戦死通知
- 15、大久保画伯の絵 6枚

展示会当日は午前10時開場の予定であったが、9時頃には10人以上が押しかける有様で、9時開場となった(殆どがお年寄りだが、早く覚めたので早目に出かけてきたという)。

来場者は開催期間を通じて年配者が大半であったが、介添役も兼ねた家族連れも見られた。また、同日に隣室で開かれていた「若者向音楽バンド演奏会」に来ていた若者の何人が立ち寄りみていたのが印象的であった。

浜田地域では、漁船の建造は地域住民の何人が出資し合って建造し、乗組員も出資関係者、い



(浜田漁港からの徴用漁船団出港風景)

いわゆる「組合方式」であったとのこと。それだけに関心が高いものと見られ、「この時私も見送りに行った」「この船は　さんとこの船だったね」(太平洋戦々況と漁船の哨戒区域図を見ながら)兄さん達も小さな船で、こんな遠くまで行ったのだね」などと、来観者同士の話が盛り上がっていた。

来場者の一人は自分の体験を機関銃のようにしゃべり出し、止まらない。聞けば、徴用船での体験を日誌風メモに残してあったが、楽しいことでもないので妻子や親兄弟にも話さないでいた。同年代が死んでゆくのをを見るにつけ、死ぬ前に誰かに話しておかねばと焦りのようなものが出てきたとのこと。録音テープも撮りながらお話を伺う機会を模索したが叶わず、10頁程の文書記録を頂いてきた(機会があれば別途何らかの形で公表したい)。

浜田でもこんなことがあったのですね、こんなに多くの方が死んだのに市史にも残されていないなんて一寸驚きです。何かの時に雑談の中で断片的には聞いたことがあります、あまり関心を深めなかった自分達も反省ものですね。

中央での記録に無いことについて具体的に聞いてみた。幾つか分かったことがあり収穫であったが、「そのことなら知っていた人が昨年亡くなってしまった」記録もあったようだが世代替り等で処分してしまった「もっと早く何で来なかったのよ」とお叱りも受けた。

多くの方が「戦争はいかん、懲り懲りだ、絶対にしてはいかん」と、実感を込めて、怒りを込めてあるいは溜息混じりに語っていた。

この展示会の前後を通じて、戦没船員名簿の整備50カ所、戦没船名簿の整備100カ所が得られ、また今後の記録整備促進について島根県内の連携者ができたことは成果といえよう。

ノートパソコンを持参していたので、戦没船員・戦没船の資料をパソコン上に表示しながら話し合い、情報提供ができたこと、逆にパソコンの

## 編集後記

昨年末に事務所を閉鎖して、持ち帰って物置に入れた荷物の整理が寒さのため進まず、何かをするのに必要なものが何処にあるか解らず、手間ばかりかかって仕事が捗らない。出勤しないから楽だろうと思っていたが、郵便物は沢山回送されてくるし、かえって大変なところもある。そして何より、原稿に追っかけられる事情は今までと何も変わらないのは困ったことである。(篠原)

## 思い出

筆者 中島ハツ子

戦没者 中島 正雄

戦没場所 ニューブリテン島 キャンペラ岬

昭和19年3月8日ニューブリテン島方面で生死不明の公報を受け取り、早くも51年になります。終戦後軍属として一緒に船に乗って行かれた船員さんの帰国で、米軍の爆撃に合い船共にキャンペラ岬の海のもくずと消えたとのこと、生死不明ではどこかの島に泳ぎつき助かっているのではないかと、かすかな望みも有りましたが、その願いもむなしものとなりました。県東部の漁船団も浜田から船団を組み、浜田港から船旗をひるがえして出航したのが昭和18年1月末でした。南方方面につくまでは色々なこともあったそうですが、一年余りの間便りも月1、2回はありました。

帰国された船員さんの話では、大変な空襲だったそうで其の時一緒に元浜町内の人5、6人が戦死されたのです。翌年遺骨の様な物がかえりましたが何もないのが分かっているのを見える気持ちにもなりませんでした。

子供も6才、3才、2才、女2人男1人の幼な子、それに両親、祖母、一家7人、これから先どうなるかと思いましたが、お陰で一人息子を戦死で失った両親も元気で家業(漁業)の方も順調でしたし、生活上のことは心配しませんでした。それで主人が生きておればと思うことは何度、いいえ、何十度あったかわかりません。子供達の結婚のたびに主人がおればと思うことばかりでした。22年に祖母、35年には義父、56年に義母と亡くなりましたが、あの世で親子揃って私達の幸せをまもってくれるものと思います。私も76才になり、孫も8人、ひ孫も2人(今年中4人)になります。最近では幸せな生活ではありますが一年一年身体の調子もわるくなり、新婚当時のやさしかった主人の、面影、しぐさ等なつかしく思い出しては、主人の分も生きなければと思っております。

終戦50年にあたり私の50年を振り返ってみました。

<終戦50周年浜田遺族会記念誌(平成7年刊)より>

データの誤りの訂正ができたことも有効であった。(2009.4月・栗原)

浜田市での展示会は、地元の奮闘もあり盛会でしたし、戦没船(員)の新資料も幾つか得られました。在住地の史誌等、何らかの資料がありましたらご連絡いただければ有難いです。

その後、徳島県在住者からもパネルの貸出し要請があり、埼玉や静岡の展示会とも時期が重なりますが、対応できるよう努力中です。

会報も一方通行的となり気味、投稿等よろしくお願ひします。(栗原)

## 戦没船を記録する会々則改正(案)

(2009年4月23日 第16回定期総会提案予定)

- 第1条(名称) この会は、「戦没船を記録する会」という。
- 第2条(所在地) この会の本部連絡所を総会で議決した場所に置く。必要に応じて支部を置くことができる。
- 第3条(目的) この会は、海員と戦争に関する調査研究を行い、その結果を後世に伝えることを目的とする。
- 第4条(事業) 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1、戦没船・戦没船員の記録・資料の収集・整備・保管
  - 2、戦没船・戦没船員に関する調査研究
  - 3、資料館等の建設・保存
  - 4、広報(会報の発行、ホームページの開設運用等)
  - 5、展示会・関係集会の開催
  - 6、その他必要な事業
- 第5条(会員) 会員は、会の目的に賛同し、任意の拠出金を納入するものとする。
- 2、会員は、この会の会議や事業に参加し、会の所有する資料等を利用することができる。
- 第6条(役員) 会に次の役員を置く。
- 会長 1名、 副会長 3名以内、  
理事 20名以内、 監事 2名、 事務局長 1名
- 第7条(顧問) 必要に応じて若干名の顧問をおくことができる。
- 2、顧問は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 第8条(役員を選任) 理事および監事は、総会において会員の中から選任する。
- 2、会長及び副会長は、理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
  - 3、事務局長は会長が任命し、総会の承認を必要とする。
- 第9条(役員職務) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ定められた順序に従い、その職務を代行する。
  - 3、理事は、理事会を組織し、理事会の決定に基づき会の業務を分掌する。
  - 4、事務局長は事務局を統括し、会務の執行に当たる。また、各機関の会議に資料提供の責を有する。
  - 5、監事は、会の財産及び会計を監査し、不正の事実を発見したときは、遅滞なく理事会に報告し、必要ある場合は、臨時総会の招集を要請することができる。
- 第10条(役員任期・解任) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員が辞任した時は必要により補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。
- 2、役員が、職務遂行に耐えないとき、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決によりその役員を解任することができる。
- 第11条(会議の種類・招集) この会の会議は総会及び理事会とし、共に会長が招集する。
- 第12条(総会) 総会は、定時総会及び臨時総会とし、議長は出席会員の中から選出する。
- 2、定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
  - 3、臨時総会は、会長が必要と認めたときまたは監事が

ら第9条5項に基づき臨時総会の請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

- 4、総会は、この会則に定めるもののほか、事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算、その他の重要事項を議決する。
- 第13条(理事会) 理事会は、理事をもって構成し、議長は会長がこれに当たる。
- 2、理事会は、この会則に定めるもののほか、会務の執行に関する事項、総会に提出する議案、総会によって委任された事項、その他の重要事項を議決する。また、総会を開くいとまがない場合における緊急事項も理事会の議決の対象とするが、この議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。
- 第14条(会議の定足数等) 会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。
- 2、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について表決し、または他の出席構成員に表決権の行使を委任することができる。この場合にはその構成員は、出席したものとみなす。
  - 3、会議の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決することとする。
- 第15条(会議の議事録) 会議の議事については議事録を作成し、議長及び議長が指名した出席構成員2名以上がこれに署名捺印するものとする。
- 第16条(運営委員会) 会長は、会の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議を経て各種の運営委員会を置くことができる。
- 第17条(事務局) 会に事務局を置く。事務局員は、会長が任免し、事務局に関する諸事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。
- 第18条(事業年度) 会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第19条(資産の構成) 会の資産は、会員の任意拠出金、その他の寄付金、事業収入その他によるものとする。
- 第20条(資産の管理) 会の資産は、会長が管理し、その実務は事務局長が行う。管理方法は理事会の議を経て会長が別に定める。
- 第21条(会計書類等) 会長は、毎事業年度について、次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時総会に提出しなければならない。
- イ、事業報告書
  - ロ、収支に関する決算書類
  - ハ、その他必要な附属書類
- 2、監事は、前号の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。
  - 3、会長は、総会の承認を経た後、関係書類及び報告書を保管しなければならない。
- 第23条(会則の変更、会の解散・合同) この会則の変更及び会の解散・合同は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければ行うことができない。
- 第24条(細則) この会則に定めるほか、必要な細則は、理事会の議決を経て別に定めることができる。
- 第25条(会則の発効) この会則は、総会の議決の日から発効する。